

お客さま各位

マイナンバーご提示のお願い

平素は、当金庫をご利用いただきまして、誠に有難うございます。
平成28年1月よりマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が開始されました。

マイナンバー制度の開始により、当金庫でも下記のお取引の際に、お客さまにマイナンバー等のご提示をお願いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

【個人のお客さまへ】

「個人番号」は、国民一人ひとりがつ12桁の番号です。個人番号をご提示いただく際には、本人確認書類のご提示などが必要となります。なお、個人番号は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

【法人のお客さまへ】

「法人番号」は、1法人が1つもつ13桁の番号です。法人番号は、国税庁のホームページで公表され、どなたでも自由に利用することができます。

マイナンバー・法人番号の提示をお願いする主な取引

個人のお客さま	法人のお客さま
・ 公共債（個人向け国債）取引 ・ マル優・マル特 ・ 外国送金 等	・ 定期預金 ・ 定期積金 ・ 通知預金 ・ 外国送金 等

※このほか、当金庫へ出資する際にも、マイナンバー・法人番号を提示していただく場合があります。

※当金庫では、マイナンバー・法人番号を法定調書への記載などに利用します。

本人確認書類の例

①個人番号カードをお持ちのお客さま

⇒ 個人番号カード

②個人番号カードをお持ちでないお客さま

⇒ 通知カード + 運転免許証等※

(又は個人番号が記載された住民票の写し) (その他の顔写真付き本人確認書類でも可)

※運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類の提示が困難な場合は、健康保険の被保険者証と年金手帳などの2つ以上の書類が必要となります。

詳しくはお取引店舗の窓口および得意先担当者へお尋ねください。

明るい笑顔で地元へ奉仕